北條五代記

巻二

第一号

江[illegible]州

野

一番

北條五代記巻第二之目録

一 北條氏綱と上杉朝定合戦の事

敵一人を三人して討捕事

両上杉たゝかひの事

猿楽伊賀守河鱸を捕手柄の事

関東永楽銭をつかふ事

遠山源五郎木下源蔵討死の事

笙の名時代よりかはる事

古今弓箭の沙汰の事

北條五代記巻之二

一 北條氏綱と上杉朝定合戦の事

聞しは昔、管領上杉修理大夫扇谷の朝興公は武蔵の國主として江戸の城に居住とも。抑又北條左京大夫平の氏綱公は伊豆相模の主なり。小田原に在城ありて、ひそかに國務をわすれ給ひ、闘諍浮橋もなき年久し。かるにさる程に大永四年の春、氏綱江戸の城をせめおとし、上杉道興は川越の城に引籠り。十余年の春秋を送りけるに、何よりも例なり

むかしそこなひて天文六年卯月下旬世をさ
らくさりまく嫡男五郎朝定生年十三歳に
ぞ家をつぎ給ひぬて、まゞ七ヶ日の服忌さへ
経ずして道をわすれたる兵をおこし深大寺と云
古城を再興し氏綱へ向て弓矢の企ありける
なりまへ沙汰しけるハ異国にハ父の為三年わ
をもふくるを孝とせりされハ上杉ハさすがに名のち
をけがし世ごとなるかなげとさる汚濁の襟の上にハ
かくり守護の軍神もうけ給ふべきや城に在
の君子そむく氏綱ハ朝定発向のよしをやがて絶歎

とハなりそけ自国を治めんと同七月十一日数万
の軍兵を引率し氏綱へ出馬し同十五日河越の
城にもよおしける三木と云原ハ武蔵野の末にて
河越の城よりハ五十余町をへだて門氏綱ハ人馬
の陣へ向かつて宰大なる修羅場なり
さらに陣をとりひに襟をわたくしおのの軍勢雲
霞のごとし辰星の吉凶を待つけたる合
戦の時刻うかゞひ野五ツの時分にもなれハ
早く折して晴明暦の満月ハ草葉の影を
みがく紅錦亭の出て度に影を

わするゝけさ武士も月にうそぶき花に弄じて。
おのづから勇者の道をわするゝためしおほし。書に
いはく。秋金鞍銘笛をすてゝ花もとめがたくして玉
むかし鼓を撞てそのつかひにわかへもどる時の熱に有
頂の雲りしちぢのはり阿鼻のそこにかとゆるがゆる
むかぞおもほしくしとて是わかい兵ぞ。金剛力士の力を
出し帝釈修羅のたゝかひをなすしそのごとくのいにしへ
矢はゐるをとつしして楊由が射術をわざしむるのつぎ
あらそひ雲あ又は霹靂の電光ともしもちるがごとく。
殺刃のきるは旋風に乱満して逆風にたゞよひ

人馬の声は天地にどうようしてそよくきこえぬ。
急ならく勝負ありてさらばかりぞ皆ともに清浄
のがれば節度にはかりや朝気をもくはる威をとう
しなひ一陣やぶれぬれば軍勢さえあらそふて殺
軍の代は首のは将棊例にことおまきむ家にかなひ
勝をとりしかくて敵をなげうつ。勝には収める民
総の軍兵は後馬よりむちをわかく。東西よりも地
走し角に飛もと朝臣は敗北の軍勢は火をと
かけるの続はかぐさまかで地をとりしかへりかて
ものゝ御子の志ぐもわかりがたくて左右の臣すへ

前後に陵しふる様たとへん方もそなかりける二又
秋中の月に螢蝶に気もとまじへ紅血にひろきと
冬むけ討まゐる二千士の外に古人とかりおぶし名を
後代に残さり渺天ゆぬ進は河越の鉄砲ましく
甲乙貴賤の妻子へかゝめなさして落行る事
おもれとそまうし絶もいやしからぬ貞女もおほよ
ひぐみるかゝちを万つしらうけかる面とかんて
田夫よくとくさ野人よ袖を引まていだちとも志
らむと落り行様わさましかりける次弟すなり朝
定へ義よもつぱらよわるとも二十余里ある松山

の鉄とんけ落行に本りよ松山の城主難波田弾正
忠すむるひ主君朝定と松山の城によへなる討まら
されの士卒に朝定の江を志ていて陣は鉄によわ門
まわまぬ民總さりよしとめ朝定を追討せもん
むきへうともと同十八日いさくもなくむ軍勢
父は鉄によしせ魚鱗に陣とくろえめ露契
ふれるをなびかし迎里金村へ治まらんたの
冬かわとかれ同廿日難波田弾正犬ねらして
落来る残党を率しがえんの旗をひる迷し
民總はもむかて楯とそれへやてくび軍と具

もとより氏綱ハ勝にのりて多勢朝定ハ
なくさを見て小勢なれども蚊蝱が雷をなし。
蟷螂が角をわりそふがごとく抱ても又して敗
軍しけるを討まけざれバそれよりさが中
にも名あるしきは大将難波田
わやすくしろを見せ松山さして落行ぬ
隊が山中主膳駒をかけよせ首をうつ
ゆるしける
一わかちぢよれとくそそのかくはめなど
難波田の門よりふらんと継體をまとうを
しかに難波田をはじめとして名ある武士あまたうたれぬ
みなさしう引あし
君をして心をのこすハものの松
山波もなくしなんと哉なかにも古今集の哥を
よみよせて遊ばされていそがしく駒にまかし
ちやめくさもりぬ美さをとるべし。主君駒
をとる鐙にかけしも猶難波田討れけるば松山
がしたる城をおとしぬべしやかをまいらせて。
君ハよく忠信のほどをいふ事われ死着
さいひ切着といひけり引去れある勇者とぞ

みちのくへ下向ありし時、源頼義公みちのく
衣の館にたてこもりし貞任宗任をせめ給ひしが
しかも貞任まけてにげけるを見て義家公
声をかけ、ものいはんとて、ころもでのたてはほころびにけりといひかけ
給へば、貞任駒ひきかへし
年をへし糸のみだれのくるしさにと上の
句をつけたりしかば、義家心にめでてたすけ
武士の心ともなくさしむけたる弓矢なりしが
書しも是かや、郷に民總功城名こけても
ありそくは天の道なりとぞ、……の旗を

ちかきはおさめがたき時に引かへし、城は武略の達者
なりしを後河越の城を再興し、民總在城
給ひぬれば、城は朝定公の先祖の家老太田左衛門
といふ者ぞはじめて城となせし。是そこさて入道
郡に三芳野の里とかや、むかし在五中将の
よみ給ひし、みよしのゝ田面の鳥とよみしも
此所ぞかし。されば相模の国金湯山早雲寺
において、民總の画像を愚老拝見せしに
俗形にて白衣の上に掛羅をかけ、数珠に
てはまことにかれもさましくおもく、観面に

むかしより子細あるゆへにや。惣人ハ神の座をかりよ
写せり。氏綱の長男氏康ハ家督をつぎて。氏
綱公ハ天文十年七月十九日薨じ給ひぬ。法名
春松院殿快翁活公大居士と号して、小田原早
雲寺に在世まで。此相模半国より氏綱時代
よりして相模をおさめ、下総・武蔵の城をせめ
くせめおとし、武威を関八州にふるひ、譜代の
大名といひ給へり

〇敵一人を三人して討捕事

此ころ里見義弘ハ安房上総両国を
先代より数十年もちきたるところ、氏康上総
を半国切て取たり。然るに義弘上総の国中に
城三ツあり。大瀧には正木大膳亮在城す。勝浦
には正木左近亮居城。池和田ハ多賀蔵人城主
たりしが、蔵人ハ安房上総にをいて弓矢をと
りてかくれなき剛の者なり。氏康是を
びいきのあまり池和田の城をせめ落さんと軍
兵を引率し上総の国へ入けるに、義弘も
よしとや、蔵人一人にてかなふまじと加勢
として正木大膳亮は城への氏康城をとり

まれ置秋をつりとぞせめけるとき、たゞ城中の
ものども命を惜んじふせぎける故、百余ケ日。
落城せざりし。又此城は東は高山わたりて尾
つゞきのかたさをかまへ切城となす也。西南は深
田にて人馬かよひがたく、氏康大軍にて山へ
せめのぼり、堀をうめ矢石をなげうち、塀を引
くだしせめ入ければ、正木大膳の妻も多賀兵
人もろともにうつてかゝりけるが、打出て汀にて氏
康軍兵が川に突落され、くさがりし追つけ数多人
討捕ける。其の落書に

正木母は、ゆいかへる桶の多賀兵衛が
ともに落る池の和田が所にてぞしにける。敵
ちりぢりになりて、敗北を中にて多賀兵衛
人が舎弟兵衛助をそへ一騎どもにて長尾
の陣へはせ入、鑓をとつて、味方をと
かへりみれば、相模の国の住人中山左衛門尉
矢をさして弓をもち、敵とのんで弓をね
わらひ、又伊達藤三郎弓引て敵の妻をめ
かけて射すへ、駒をまよはせ家に得て討し
射矢をそれつゞけ矢一もちがへて兵衛助が

ちり落たり。行景平次兵衛ちかくよりて首
を討捕。氏康の旗本より是を見て。弓もちたる人
来て。是は敵なれば我討とるぞとて討かゝりし
あらそふ。氏康きかせ給ひて。二人の
戦の場にてなしとて。馬上より其ひの毛を汚しける
が。合戦をはりて後。氏康は二人ともに首を
とる行景平次兵衛によろしく。戦場の仕合をほめ
ちらし給ふ。平次兵衛申していはく。敵は
ちとのよろひを着。鑓をもつて一騎先の
人。三方よりとりまき。その内に栗毛の馬なり。

黒糸のよろひを着たる者。矢をはなしければ。敵
こそ見えしが。弓手はわれにむかふ。鴾毛の駒にのり。
樋縄目のよろひを着たる武者。弓を持て敵の方
よりかゝる。弓場をさして。行景しばし
を見はかりて。つゐに敵矢にあたりて落たり
落たるとぞ。それぞれ世の常の首をとりて候ひしか。
氏康の言葉に。敵の鎧ひを着たる武者の討たる馬上に
を見出し。旗本に討取て。是を見たる者は
乃毛は前黄妻の腋下と柳葉の根にて射
落したる所はさだめて一つあり。鴾毛の馬に樋縄目

のゝち後は急に敵の妻子を討ちけるは伊達越前
守なりし者にて行る場所もなかりけれど逃げさる
兵は越前おもてに治定したると人々皆治しゐるが
中山左衛門尉は敵を討そんじたるのこなりしかども
前よりとておゐ端に負はさらしがへりしども
持氏朝臣下野の國那須野の御狩の時大庭一門
せこの内にまうけ下里幕下の御あとを添へる所に
邊の三郎行秀は麻を討そんじて場所へ出
家をとげ逃電し行ゑもしれずとかや恥を知る
侍は麻を討そんじてさへかくの如しいはんや中
山左衛門尉其の身の恥のほかにまけなるは君の眼前の
敵を討そんじたるにあたるなれば腹を切り逃電せず
あるべきにさはあらで汝をはなれて後民康は三人を
め出させたるの合戦において多賀兵衛
助を討捕に討しに三人が首をあてそこなりつゝ次
第のとをりさしき一番に伊達越前守にいへる
上の敵を討るをもつて也ら二番に中山左衛門
尉是は強敵を正しく射にあたれば
三番に所多賀兵衛是は首を見れば内にて也
多の手次兵衛後の例となり其積をえらんで

とて云中山左衛門尉は敵を討もつて首を上けれ共猶
されど捐漏は冥加にそむきたる者と二義に
これらびわり首を取る平次兵衛と二番にこそ
御褒美なくして二義にて御沙汰わるゝ事甚ふびん
なる事なりしとや氏康公これを聞しめしそれぞれ
かしのごとくやうは戦場に対し浅深理を至り
において進退わるゝもの也軍中に於て討もらさ
ぶしは武士の名誉のそむき不覚の也中山左衛門
尉敵を討そんじたる事を身の冥命に
高名よきへなり左衛門尉をとぶる剛敵と

ゑもんが子においては勇士のかゞみなるべし
ところに流罪御沙汰を承り歎しきみて我諸り弟
昔武老士と云は兵軍諸将に付て出陣せり
頼朝公奥州秀衡が子共退治として文治五
年七月十九日鎌倉を打立給ふ先陣は畠山次
郎重忠也秀衡が嫡男西木戸太郎国衡大将
軍として数万騎を引率し八月十日阿津賀志
山において合戦せし国衡討負軍兵ことごとく
敗北し国衡も逐電す頼朝公是を追て
めかり流罪のものゝ中に和田小太郎義盛か

もせねども。柴田郡大高宮の辺にいたる。國衡ハ出羽
道を通て大関山をこえんとす。義盛是を見付て
ごんげんと名乗て追かけ。合すべきよしをせしかども
國衡義盛と互に引返し。名のりし所に鐙をめぐらしけるを
待かけて引まうけて射たりけるに。國衡ハ十四束の
矢を放しもさむ。引けるへ十三束の矢を放ちし
むもその矢。國衡が射むけの袖を射ぬきけり
國衡がよろひの射向の袖をとほしてかいなに
あたりける。國衡さまでにハあらずとひかせてぞ
くさりけるを。山へ重忠大軍を率し出向ふ。

大串次郎國衡を討。八月十一日の二更。毎迫の辺ゆくに
滞留し給ふ所に。重忠國衡が首を献
ぜられける。感のおほせを蒙るの所に。義盛申
けるハ。國衡ハ義盛が矢にあたりて
わが生命をうしなひけるもの也。重忠が
功にあらずとぞ。重忠をとかく。其ていへば義盛の口状なり
とふべしと謀せしむるの支證なし事ぞ。重忠首
をえてまいるの上ハ。不足なるべしといふ。
義盛がいはく。首の事ハ勿論なり。
されども國衡がよろひハ定てあらはるべし。

出されけれバ実否を決せらるべし。これハ大宮の
前の面丸中ふをいて。義盛と国衡とぞあらそひけり
弓手のかねかさく。義盛が射る所の矢ハ国衡よあたる
ことをかんぬ。ま矢の所ハ給ひの射向の袖。二枚の
確よ従て立れけり。鎧の毛ハくれな丹から。馬ハ
黒毛かりとらく。是よよりて件の甲をめしよぶ
さるの所よ見くれな丹わぐし也。御前よ召よせ
見給ふよ射向の袖二枚うしろの方よぞつうよて
射とをとのわと柄絃かりがさんぐ。拠登をさ紙を
が出とし時よ給ふよいまく。国衡よ対し。重忠を

矢をとをれさけるてハ重忠矢をとられさける
のうしとりしも。を後是非よ付く御自なし。是件
の矢の給他よをとみるの君。重忠が矢よあつけれ君
なり。義盛が矢の其か被也。とよて義盛か申しき
義絡終符合してのへて一矢ありおそし重忠を
をまれ給させハ御和してそさな犯とされて。
於それとも者也。今般の義よをいてハおとらり
奸曲を存せざらば時ハ即證をもとし。重忠を
後よわら国衡が以て矢ふわるの事ハ一切是をも
らびぞさ大串は首をもち来て重忠よわくする

のち打ちてのかりしをおもひ越後よりむかへらる
ところいにしへも今もくれど紀の勇士の精鋭は
ありと志られ侍り

○安上杉をうらひの事

内々しきむかし鎌倉の公方にまで仕へし関東の
公方家の公方と号し安公方東にも扨又文
明のはじめ安上杉ハ関東諸侍の総領なり。縁るに
安上杉の中ぶ不和出来引分て弓箭をとるよし
内々にあるさへたゞも世乱を志しれど戦乱士諸方
ていよく関東乱国の根がを張るりよ京都の将

軍義持すより息なきによりて鎌倉持氏君を嫡
子よりとつては定めり筆書ともはゆづり参られ
おの義持公は絶家の後京都の諸侍同心なく義
満公の御骨肉なくしなば世べからく義持公の御舎
弟二位公青蓮院叡山の座主となられしを還俗を
引てし将軍とあつまるより内々持
氏公京都にいれ氣を失しさ内々御息賢王丸御
元服の事天下にとりて怨かし親よ承べき人是
か紀れ義家公の例にまかせ八幡宮のみとそては
元服あるべきよし最後上杉安房守憲実よ御

談合しけるに。憲実都鄙ハ一統をおもんばかり
京都よりもいてハ元服あるべきよし。申されけれ共
持氏公ハ承引なくさきに元服の義を。安房守ありし
世になど安房守は上下のわかる。水火のごとくなりし
御雑説ありけるが。憲実ハ山内を立のき。上州白井
へ退引ありし。京都へ訴へ申されるゆへ。程なく義
教公の下知として。関東乱国されけり。永享十一年
二月十日。持氏公ハ永安寺にて御生害。御息賢王
義久公ハ。報国寺にて御自害なり。春王殿。安王
殿ハ日光山へ落給ふ。結城七郎光久へ重代の主君

なくおもひ給ひて。とく〳〵御迎に参り。結城へ入申さ
れし。憲実かさねて都鄙の軍勢をもよほ
ほし。結城の館をかこましむ。嘉吉元年四月
十六日にせめおとし。両人の若君を生捕奉
り。籠輿にのせ申。長尾因幡守に従仕。上
洛ありけるに。上意下て。濃州垂井の道
場なく〳〵おなじき年中に生害ありけり。それ
より此来。関東亡国となり。近国遠国へ
みだれ。さわぎける所に。鎌倉山内。上杉
憲忠十八才と申て。数代の家老長

尾左衛門尉昌賢ハ文武二道にすぐれて関
八州にかくれなきとぞ。され姦邪の者出れども
寛忠運命にさ遍くなく滅亡し給ひ
ぬ。是よりして東国みだれて敵国となり
ぬ。扨上越のさかひに居住せし上杉民部大
輔顕定単兵を卒して世をすべく。逆徒を
ことごとく追討しけるの如くに治り給へり。
民公の三男。成氏公。成氏の子息政氏公まで。
上杉の一家あまた引分て合戦止ことなしといへども。
又和睦ありて山内顕定。扇谷定正

両上杉家ハ関東諸侍の統領として。奥州よりしつまで
君に代り天下の知行を給ひし。文明年中に。主従
分て弓矢を取。右上二人の中あしくなりて。
東西南北ともにあらそひて争乱とぞなりける
事あらずして止まりしが。両上杉家不和のおこりを
尋るに。修理大夫定正の家老長尾監物入道
に二人の子息あり。長兄左衛門尉。弟尾張守
と号せしが。かの左衛門尉の子に。三郎右衛門
尉家長といふ。後ハ伊玄入道と改名せし。弟
尾張守が嫡男。修理助と名付。此者若年の頃

よわきをなげかしみしかるゆへ君の膝に懐しう
むごきまよひて己か身のうきまよひをなし。あ
まりさへ藤原家をはなれさせ、御右衛門尉を。
そむきけるよりかゝる主家春まで根心事なし。
定正の臣に太田道灌。主君をいさめてそ
く長尾右衛門尉父子。不義のていあらはるゝを
見およびながら誅罰なくは御家のかざりもへま
續あるべし。さなくは当時尾張守父子とは
くみあひて恩をなしそれ以後して御許容をとめ
がたかるべきよし申さこへ定正公にも家臣

に
引なし。若右衛門尉父子。謀叛をくはだてゝ
主君扇谷殿をおしこめ諸侍の館を
おさへんとせしかとも家の
子よ三戸駿河守。太田備中守。上田兵庫助など。
ちかき主君より引籠りん事。天下の嘲
ならぬことゝて、さやうにはなれたまはぬ気色
見えもして大石一族長尾但馬守を先とし
あまた引率し。二千余騎おなく武州豊
島にて一郡まで押寄陣れ。定正の御内の衆
なれば大勢なく叶ひがたしと。武州河越の城

おそれて身をはなれば、敵かた近國他國へみだれ弓矢おこりて、篡をとりて、たちまち上杉家の中、不和より數合戰やむまじ。
道正ハ修理亮持朝の四男也。子なきゆへ、かれの朝昌の嫡男朝良を養子となす。
道正朝良をいさめていはく、先年朝良合戰いくさのてだてに、近遠の義をはかりくらぶ。
はかりごと智謀芸略のちからなれば、道正三十余年、敵どの合戰ありといへども、勝利をもよろこびたまふは、ひとへに武略をもつてせられてしかれば

張良が一巻の書をひらく事、名誉のなり。
朝良、親その者、批判ありしをやめ、異國本朝古今戰國の法をしらざるなり。當方一二の家老なりしを、敵の戰場へつかはさず、天の時異見をいひしのことのはをとめき、今の益あらんや。道正二十七度の大合戰にをいてかたざるはなし。
何時の用をもつて出て、一ッ二ッの善惡なく言上まゝをもつて、一道を書記胸中におさまる事をきゝ、他國の土民百姓をたすけて、いくさのてだてに言上せば、則摩利支天八幡

のちしへと縁作しりうちを恥き。冤免をゆるべし
古人云貴賤之分者。行之善悪にあるとかく。然は
山内の曲事なれともいうとも。これハ幕下の
大臣。守護の家なりてハまさハ三十余年の乱中。
定正扇谷家とさへりんじ。数度の忠功をとげしま
をとしへども。いまだ長尾景春が恨よりもおこりしぞ。
扨又道灌父子山内へ対し。逆心のひなるによて。
折檻をくはへりといへとも。其罪ひもと城郭を堅固に
なすも。左傳曰都城百雉をこえるハ国の害也と云々。
小江戸河越の両城堅固なりとも。山内へ不義は
なくハ巣てけるべからざるなりといへ共。尤罪ハまた
わすれさへ謀略をもちい。主の為ならバちからを尽し。
則山内へ注進をなし。忠功をいたすも不和の先なれば
ひらくへされ。道灌子源六をは膝下へめしよせ
まづ上言正父子を退治あるべきは全治す
ぞや。両家乃士卒。在々所々にあふれて
皆所領におもむくべし。然るハ後他国より道外の盗
賊来て関東悉くよからぬ。両家ともに断
民悲歎。三才の幼児とてなさけある義をもくべて一
二ケ国京都の刻。安堵の思ひをなし。上。武。相

三ヶ国とぞ云へり。然るに朝良他国へうち
越山谷を住所とし甲冑を枕となし。秋と
征鞍にのり。力を凍雪にかけられ。かたちを
路頭にさらし玉ふ事。程しかへらずして国家さし
て山内へ相双事。鵬鷃の此ざさわそぶの郷に
家かぞへて居りて愚乞自讃をもうとゝへども。又
年数合かとぞて武相上の諸士皆すり
て幕下へ孫氏馬を云ふべき事をもとれちぞろの
内へりもとへり。梅又大森寄栖詹が上杉民戸
太史所迄へぎもなればいまくれば此合遥

もてかるに備には天魔の所行ぞ前判来のみざり
又柳営関東の拍祈をよろしく廻ではよ山内の此
事ハ公方様此在世の門かへりまじ上杉の続紛絃
あ諸家は旗をも守り要害敷法務なし此勢
二十万騎と云ふ。扇谷の此事なり門三百騎計
なり。然而り能合此家風だ太田喜灌。不思議
の器量をもって名を天下にあらはさぬれを
八州よりの諸家んとせ万民頭をとうさる
至饗をたてし事ぞ思ひしりて天道のあわ。
又いふその方も果報か所根は家よりとくもしむぞ。

末代濁世なりといへども、月地に落ざる事、三
歳の幼稚をもつてかく仕へつるに、給ゆくの必もなし中
事、誠に稚来の極に随ひしへ、愚意果
代々に及び、両方の家風同和によびかんかく別
義を存ぜども、濁んたるゆへの、へいふん五年の家
は不和の時は、山内は一身、扇谷の御事は両方
根引立のせ(と)も、其後政氏様の御為に長尾
長尾伊玄入道に従ひて、道灌菅谷によい
て敵の御敵方は、ちゞへとわけせ、御家風なし
かれらの覚悟なし、肉骨をはなされしとよ

御所様は滅亡是なく、此さ書立ちち候へ則、
両上杉不和のなりしも、数年ぞへ上さま
扨又両上杉家引わかりて、合戦の次第を記し
たて給へるは、古き文に云、長享年中、上
杉の続は、山内顕定公、同名修理大夫定正公
ご両闘を発し、終に相単左馬頭政氏公
定顕定合力ありて、三万余騎を引率し、
村岡如意輪寺まで陣をとり、合戦あり
よしも書なくされたれども、記も奇掘庵
が文は、関東みなくわきまへ、童子たのまま

然れば此文を見る則ハ公方政氏公へハ定正一味
こ志まてさ里ハ顕定かゝつて此成ハ顕定流こも
かたらひける也。又管領殿と云なりしハもと
以へども定正ハ主殿の御清しかなる文を出
いはゞ見んとて是ハ顕定と定正相州実
蒔原の合戦ハ文明十八年十二月廿日なり須
賀谷原の合戦ハ同六月八日也。高見原合戦
も同じ年なり。定正高見原一戦の以後
定正上州へ出陣なし。其子細ハ上州へちう
くまかくバもとてハ越州の多勢を召来

てハ其まゝちかに雑義をはくむべし。定正内楽を
おゐてハてづからハ下総殿に憲房を仕付やまひて
是ハ上州の一揆をとく見長尾幕下にふくすべし。
顕定上州白井よりも内々にふかく定正武
相の大勢を引率し。上野へみぐまし入民屋を
放火し。亡國となし。兵略術をほどこし。昼夜
をわかたず合戦すべし。定正上越両國の軍勢を
里ハかゞまし。運粮叶ふべくもなしども味方勝
利あらん事案の内なりと云て。定正終
に上州へ出馬せまじとや。又勢ちらと云

ぜひにも智謀武略の達人へさしもなかりしに城
駿河の興国寺の城あり。伊勢新九郎氏茂
こゝにて文武のみちにひまあり。後ハ小田原早雲
庵主と改号す。扇谷上杉引分て加勢ありける
しかるのち。軍兵を催し。延徳の比ほひ伊豆
を切とりぬ。明応年中。相模の國へ打入。ことく
うばひとり。定正ハ明應二年十月五日逝去也
其後朝良江戸河越両城の守護たり。然
定とそむかず。永正元年九月。朝良加勢として
ならず。早雲ハ今川氏親大軍を率し。武

州へ出馬ありける立河原にをいて顕定と合戦あり
又顕定公在陣ニして同十月越後の軍兵をもよ
ほし武州河越の城をとりまきてせめたゝかふ事
年をかさねけり。然り和睦の義ありて。次の年十三
月顕定越後へ帰国なり。顕定ハ十五歳の比京都へ
越山ありてこのかた十三年弓矢をとり給ひぬ。
越州の守護にて九郎房義。家老長尾六郎為景
とむほんおこし為景房義をうちはたし。顕定と
不地りそむかれ給ひぬれバよりて。顕定うが
かんとさんせんをなし永正六年七月廿八日。武

利を打ちぢ。翌月越州へ発向ありて国中大
きに乱れ、諸士分意をさげらる。ためげを越
中の方と成して國へ渡いさうわうといへども。翌
年一揆おこりて府中をうばゞんしかも越後浪
濃のさうはなかりけりとて。たゞかなし。落合
数ヶ所に七年六月廿日ごしゆ十七而しておや
うぐハなり。清名皓峯下、溥ときそのほか三潭
分道寸かゝ由くてゝの集私をさよりかハ在城せ。上
杉朝興ハ武州江戸にかくて早雲とたゝかひあり。
のべ付くもくでもそうり

一 福島伊賀守河越にて手柄の事
凡しきもの。相模小田原北条家の侍ハ仁義を
専とし。礼義作法をたゞしくし。格别年よき
て。歌道をみがき。碁将棋を好み。乱舞をたしなみ
するもの。乱舞をたしなむ者も有。人ハわざくれ。律義
なるしかも。君臣の礼儀よくいとりんじ給へり。
然に伊勢備中守。山角紀伊守。福島伊賀守。三
人ハ殊更ことしの武者奉行もしやうぶの人ハ。数
度の合戦に先をとりけ。勇士のかゞみなりと。
もと上草法を忘れの者也ていま一度

伊賀守ハ生れつきも同せんど。美相かりして。大
男だて名なく。武者修行風俗人にすぐれて。いちゐ
多し。武道之人日々に二度出仕されバ。刀脇指
衣類までも。二夕には出立大柄刀はうでは
き折てさへ明もあわざ。みづから刀の柄をわりさ
糸かくまくも何ま。麗の伊かたんざやをまさ
のべ刀をさしたまへと何ま。御先武道は者ハ
自己衣々見と見こがめ給はど。諸侍寄と
そしのぎわやしむるくの如し。一年小田原へ
賀の入に御参わり。諸侍見物せり。伊賀守も

見を見物せんと。牛の角に銀だくをとしめう
緋の大ぶさ鞦わすりのれ緋繩を付。そのまゝハ草刈
の新みくら腰うに乗まして。牛ハ家らしろむさ
て。尺八をふきさ。女にくれなゐ井のそめかたびらさきの
とうりそちる桔梗笠をさせて。牛とひかせ。力者一
人に長刀をもたせわとに従ひて参見物せしそと
諸人それぞれかうまいこく。明にあひくまし乃者
悪雑をつくる者なり。町人ハ見と見て侍の形義
みだしさ。小原家にも美相をこのむ人ありけり。
但伊賀守ハ勇士の誉人にありし。武道の有る故

りやさぞ沙汰しける。或時伊賀守相模川にて渡し
る行粧を見るに在所の者いはく此川に何ぞのや
らんくせ者ありて近年人をとりけるよしを申
伊賀守やがて此川にいかなる癖者なりとも伊
賀にはいよとさけびしこわざはひ時をとはいりける。
中なる大人水底へ引ありしかば伊賀守是を見
をば癖者よおぼゆるまじと脇ざしをぬき水底
にへて見ると是を見れば眼ひかる物ありて中なる者を喰。
伊賀守は大刀をぬきいだいて弓手の脇につきあて
はらはらと刀さしかざすの上へわかるごとを細に中なるも

死てうかびけり。其後ぞ長一丈ほどの鱣死てうかびそろ。
禍のため伊賀守は希代のなりとて其の鬼の生れ
がはりとぞ人々沙汰しける
○関東永楽銭ができる事
凡そ今の銭は唐国のなりけるとかや。此川の世よ
里子飛納へ入る里目井の室ともに銭は目出度
子綱根くゐるをわり丈死右衛門しきゃ中に銭を
まき蜈蚣といふ事はむかし天竺淮南といふ所にて
蜈といふ虫ありけるが母を殺して銭にわかるが子
を殺してもといふわけ梅市町のくさき銭とも

物をいへバむかし母銭子を塗て遣り来りさしかバ。
遣ひけれども又本の手へ銭かへりてそれにさせじ。
是淮南の術なり。其精に一百の青蚨ある
一生涯遣ふても是によりて青蚨と名付たり。
唐國の銭法ハ年号改元に銭をかへらるゝ。
銭の中の文字。開元。天禧。政和。元祐。永楽などゝ
年号を注せり。されバ銭ハ其中に文字を
永楽と関東にて重宝せらるゝの不審なる
故に唐の年代記をかんがふるに。永楽ハ明朝の
御代。三十六年に當てはじまる此年。日本

是。應永十癸未の年にあたる。此年八月三日。唐
船我朝へ来る。抑又同年中。日本より唐國へ
貢を納めらるゝと。是も年代記にのせたり。此年より
益永楽を使ひ来りたるか。慶長十一丙午の年迄
是二百九年になりぬ。年号をみる人ハいぶかしさ
年迄。関東にばかり永楽銭まじへず。永楽ばかり
ひしが。其て後にをいて善悪をわかちてその
事なし。是ハ関東八ヶ国の守護。小田原氏康公領ける
是。銭ハ悪しくてかへども。永楽ハ悪銭へわたらじ。自
と。以後。関東にて永楽一銭を使ふべしと。天文十

戌の年さだめられしと云しかれバ関八州の市町にて
永楽を用ひ給ふ。近国他国へハ少もびたの用よ
ぢ。永楽をえり出し用ひ給ゆへびたハ川ごとく
かぞへ上り関西にて流ふす。永楽ハ関東にて
用ひて自然に天下一統の世となり東
西南北かくのごとく此二銭を流ふされし永楽一銭の
かはりにびた銭を四銭流ふす。是より善悪を
えらび万民なげきもなくぞ。此よし公方にも聞召。
びた一銭と用ゆべし。永楽禁制と。慶長十三年
申の年極月八日。武州江戸日本橋にてふれられしにぞ

こそ天下の永楽ハことごとく永楽をえらひ用ひ
けり。諸国相州買おく万の物具によのこりふされぞこの
永楽よりびたのなげかはしき末代日本のたからを
なくべきは天文より余銭に秀で用る事。総ハこ
りびさえんごくへもひろめをもとらざりし。慶長
まで又十七年をさうんめして日出度宝銭をめぐらす
時節ハこれの事のかりさらしに銭の諸人
かくて銭がりとりふ積て。激せし奇妙
古今に伊勢が家をもつて
あるべきものか家をせたがひ

早則。想りそむわりなるとよめる。是ハ潮乃瀬に
なるを銭とよせる也。既に昭のいさゝ銭をもて
遊となる法の心へありせにを瀬なりと掛て。
潮流し瀬とかける也。その上ニ一切衆生
むしろわれにもとふ事なし。業因の縁に
よりてさうぞくわるべきかとわりて。遊へさ
まれく日本なることさんせいくいざさ月みて
おこらんむ。去くもとし。周易にかんしくれり。
此紀事もわしき事も世をみる不定也。
不定とさて流元ものゝ後ことかくまなり

もせとせやされし
○当山弥五郎木下弥益討死の事
かりしを昔或浪人物語せられしハ。弘治二年の冬
上杉輝虎上州沼田へ出陣ありしを北條氏康も上野
へ発向し対陣を張てもさとかびうもさに
其も両陣のあはい切所おほくして合戦成がたし
数日を送る所に北陣の侍として秋山
も敵も味方も境目へ出向て陣をさ中る
処に当山立の者二人十人計ましく出。矢
軍をせしと後ハ勝るも勢くして二百もニ三

百も集く。或日ハ矢軍計なく日を暮し。或
日ハうけつ返しつ入乱て首をとつつとられつする
事なり。味方に思山孫又郎と云者。金のざれん
の鳥を指物にさし。鶴毛の駒に乗しが。木下源蔵
といふ者ハ。銀の御幣をさし。黒の馬にのりしが。流まも
若武者なりしが。此両人目を驚かし。拔んでゝ先がけし
弓鉄炮ともなれハ。敵ハ味方の目に立ことを揃も
定れきもの也と。いつまても剛者なりと。皆人か
うびもゝ也。伊奈備後守といふ老士と云者とも
の振舞を見て。皆人目を驚かしにもとい

ことに是ハ不忠の者。然なる士卒なりとも功をこそあらそへ
まじきに。されどもいふ若者さ故也て。備後守かやうに云へ
事を聞と。はやさきがけ。鉄炮をうけて。ぞれんの指
物さしたる思山孫又郎。鉄炮にあたりて。馬上よりま
落て死す。敵是を見て。勝関をどつと作りける。
根又味方に千葉勘兵衛といふ者。打立の者。腰
にさしたる鑓を押くつろげ。敵へかかりけるが。首
敵を馬上より引落し。頭を取て。吾をえて。
其後御幣のさし物さしたる木下源蔵。先へ進
敵を目がけて一ばんをせんと。太刀をもつて切けるが

馬上よりおちて。敵これを味方も是を見て。此
者うたせじと虎口の場へはせ集まりけるに。源蔵
敵をくみふせ首をかき退く。味方是を見て引こ
らんとせしかば。味方は無勢。敵は多勢にてとり
こめ源蔵討とられぬ。此者へ毎日前をかけ。戦功
をもとめずして軍忠の専一なりしが。討死しぬ。お
しむべし。名のある清高なる者は備後守是を見て
扨こそ無人の犬死したりといふ。若き者ども。
是はいかなる子細ぞとといへば。備後守いはく。軍
陣にて討死するは。忠と不忠との二死あるぞ。

孟子いはく。君臣に義ありと云々。それ義士は死を
さけずをむなしく身をかろんずる事の忌なるにおいて。死
するも義也。私の理にかけて付て。のがれ難き時は方
人のおもてに立て討死する。是を忠死といふ。扨又
血氣の勇士は。のがるべき命を。のがれずして討死す。
かくまじき命をうけて討死する。是を不忠死と
いふ。若き者は小松山源五郎。鉄炮にあたりて
死する。勝利をえんとて。先へ出で軍中の討死は忠さ
也。扨又本下源蔵は。敵を討て後。我命をすか
すがもせず。是大功よりいふもやさしくいふ。備後守云く。

道理至極せり。然るに戦場にをいて。駈引了
の達者をつくすは。武士の名誉なり。かの安人ね
かけひきをも知らずして。邑日不義のもとに紀。とも
わるいはまた。忠が不忠となるは是なり。卑怯に
をいては。かなふとも死せざれ。志ありとも。たゞ士と
いへども。いくばくの功をたてし。されば。なんの益か
らん。聖人の教へにも。身をまつとふして。爰に
忠ある臣の法として。かたがたゆへに。武士は
先をかけて文をまなび。武略をたしなんで。忠を
盡し。名を万天の雲井にあげ。面目を子孫に

ほどこさんとも。上の若き衆は。文武の学びにはげみて
なくして。今の生まれざては。武威をわすれ。頸をとりえと
もえて。其人が志して。犬死し。却て敵に。徳を
ゆづり。味方にをくれをとらせ。忠はなくして不忠
となせば。人の一大事の命を。徒に失ひぬ。継が出
く弁のごとく。俗にいふ。牛馬を流るゝ
兵粮に遠わか。遠かくして出る粮なくうくま
わが身山弥五郎。鉄炮にあたりて死するこそ唯
是にあたり。穀物の合戦にわかれてふたつ一方の誉
をわすれ。頸打取事あるべからずして。かへつて兵粮

不功者ハ堂々よちんをせねども。術計を用ひずして。
時節を待ず。高名をかうむらんとすれども。上軍ハ
勝て負る事あり。負て勝事あり。末下深慮
敵の首をとれども。天の都ふもの首をも。敵にとられ
ね。是を退とわきまへずも。不義の働也。勝て負る
とは是也。故人に限らず若武者ハかれらよ思慮の
働ありて。一いくさ功名を上分別なく。善悪の
わきまへなし。去程に若き者に御ゆるべき後見付るは
かなくつのはの為之親又子孫勤無武中日ゝのせいわ
ひよ。深入郎深慮がわたしにるべく。見てかくれなし

ひよが今日よ至て。双方の軍旗をとり。互に其気をちむで。
諸人に独て。敵を討捕。是を三そ銘刑の上にしる。
武士負て勝という事ハ。それ大合戦にをくれハ
先をとるよさる。撤又ハ本陣にをかるべき事を守
せりわひ軍にハ。偏に智謀武略をもてせり。是上
敵をうち取事よハ。我命を安死一生と定ま。首
討取事安し。退て討けまなされるがでし。寇
の戒を忘れんとかいせなり。士職の人ハ常に志んで。
兵術を学ぶべし。独の心いくさハ。老武者にかなり
さかされしなり

〇哥の道時代によりてかはる事

やまとうた今東のえてしらぬも人の心にわく深き。哥の道を学び語へ卑。それ和哥は花鳥風月を慊之。ならど千里の外によめぐらし。賢聖の古語をとりもちゐんご羽川もてそくむかしこうんが枝葉國中の名所旧跡の根源を録す。源氏伊勢物語。二十一代集の。和哥おんなしも世神祇哥や。つらう。能紀萬葉に付ても。無常をくつんもとも。玄言妙覚に今方便和哥に志くハ知し。是すかハ。ちゝぞもふかりし。祖師ハしやく語へ卑。を上けたるをハ。住吉玉津嶋。石清水

賀茂春日をはじめまつり。神宣の御こと夢想のためし。浅きも哥によりもとめし事あまた。抜又行基菩薩婆羅門僧正。弘法大師。傳教大師このうら。和哥を用ひ給もあまし。佛法の心理に合するのこたへあり。も神道に付ひ給はり。さ叡に祈祷さくりんれいハ經もりて。連歌の一道をこれあり。連歌ハ輪廻をます一に嫌へ卑。誠に義ん流法の妙门あり。輪廻の二字ハめぐりめぐるとよめり。縦ハたまさのもしみさぐるがごとし。始もなく。終もなくめぐりくと廻りて。果期のなきを輪廻といふ。卑人間生死をもあれ。解脱の用

一 およそこの事。輪廻をきらふとある故也。輪廻ともいへれ
ばまことにもれば仮りなりされば連歌は六十二箇ありと
いへり。是をもつて知人。帰なりといへり。宗祇。宗長。柏井
三吟問答にも輪廻の沙汰をきびしくありし。牡丹朝
江和哥を学び給ひぬそれより以来九代の将軍家の
詠たれば。哥書を蔵らまで文武をもて国を
治め天下太平の御代にわたり和哥もあまた流しけるは
なしそけるこの武士のともがらも道にかよひ哥の道を
かや。相模の国三浦の介道寸。和哥を好み給ひし
なりや。大部の哥書を教導に及び自筆あり

ある人殊ほか一枚染筆せしむ。流派ども同筆なり。永正
年中。老母妙秀大姉菩提の為にとて法華経一
部おのれ左八の書本に廻向経を書そへ給へり。
是を鎌倉荘柄の別当坊にあづけり。同奇書あり。雪
下の恵光院より朝詠一部同じく別当坊に古今一
部を寄附す。又続草庵和哥集。拾遺又新勅撰集
二冊ありて寸八束の経箱より古今伝授
なり。経箱自筆の古今一部。通念拍和院にある。
道寸自詠を右に記しける。是法へ。明應。文亀
永正年中。関東弓箭かくし治世なりしも。

市中に閑をとゐもむとうや筆も跡なくぞひ依
らず花路人園をらぶ文小隊早雲入道宗祇よ
里村紹巴まで又代々和哥をこのまれ給ひ
ぬ中にも宗牧の自像をもち秘抱に多く説し
給ふ百首の和哥を家郷へのかせられ舞名院
殿の合点なくまたでり宗牧三十一歳のとき
秋をはじめ我身もなりはゞしゆるさのべそなまへ
かなぞ様るらんとも縫ひぬ物に文政世によおち
かまて家元人々江戸へ来りしが数すでに書抱
を持たりし我花を拍見もとうようなる百歎連哥
なり紹巴法師奥書名判ありし絶者は下総の国相
馬左右丈治胤の独吟は天正年中関東弓矢
専の時節なりしをたち道りや毎年一書を宗紹
見のかせまてらごを内陣中にしくの発句をらぐ
志るしける
輩州陣中
わ宗かのはなもくへん夫の友をなし
常州陣の初
霞こそてはいはちすられの機川
筑波の林の陣よとて

一 花とみてく雪ふりしんや筑波山

松原の中に陣して

一 ましさも松より出るひとさの那

武州野陣の初

一 むさし野は空より出る草葉の花

同入間川辺の陣取く

一 入相のみなや睡よ入間川

野州陣にて

一 黒かみの山またひかく霧たつ那

常州陣にて

一 わかなみよ波の花かん桜川

同江戸の城にて

一 あさら江の水もとまでかり花さかり

一 寿永年代世を離遁以後及天正十六年也

一 嘉信乃後しに寵むんゝの那　小倉様金沢孫

一 さらは若なん花の古山

駒なくくもり道そなもしせね

一 水こゆる堤のもとをつさわけて

一 かけよ見てそむる川流しの里

一 かのくし紀行の気あしの萩生の旅

わかるゝ紀の水は行て帰る花林
右は大和紀巴の点也数巻の奥書過くし点一つ
古事記八代集相馬正之丈夜は白くは一巻愚
拙より可付事く自然は類多候はそことて清批
判は難し申して候を出つしくれ候しめして御
封じ候しくれかつくる事は候一こゝろさは絶作
まて孫世を多ぶは上まにて使者に御返
此氏は一流の作る選んで点へは三下は程
の御判を申上は不詳ゆへ
三月十八日　除江斎
紹巴判

関東侍は文武の道はさらなり和歌をも学び給ふ
事なる雑さよび其の事なりの治りおもむきて。
右の三人の自筆自詠を今秘蔵するものなり。是
に写しとく者也。此はわけぢの人堂上は紹巴
の此むかしは京にてことを学びて臨書は誹世ノ
に営み去す十七年の年夜の比当時都に連歌の宗
匠昌琢江戸へ下向し給ひね連歌の風新古よ
そおしのかゝることや是を学でこの京の人もおもむ
けるも此新ても床しくれとて人も風に
ひそとよもきの実や此道は貴き賤を分けぬ帝国

の鄙人〳〵数寄ごとしも此の素人へ迄も心ざしかなひぬかわり
旅ども学びえぬものなれば猶うくてやさしきぞれざるにも
跡にわりこさんさへ雛さ弟子に連歌の發句をとりもちのぞみたるに
かぞへしこは蕎に紀さて岩かゝる　昌琢
小松生そふ庭のかた山　淨仏
水おとしもとかさ[illegible]して　忠明
脇骨三つのごとく付られ梅又初秋の月の[illegible]
の段あさき門がなるしかかは[illegible]と連歌[illegible]
は悪[illegible]さかれ[illegible]船中の月つきて面白くや
旅の子[illegible]とやられば連歌[illegible]紀うと[illegible]

是より歌合ひとつ急ぎ[illegible]書あり
夜[illegible]を見せられ[illegible]三浦[illegible]淨仏一句[illegible]
月をのせて[illegible]　法橋昌琢
閑なる[illegible]の上や[illegible]月の[illegible]
吊ふ脇を付[illegible]
袖[illegible]秋の門[illegible]付に[illegible]
書[illegible]
美神の[illegible]明王の御製に[illegible]肩
[illegible]
句[illegible]雲[illegible]の世までの人[illegible]

縁ぞうし。万書までを読まさきかせん事のかたり
ぐさよ。それも蜻蠅を驥尾に付ぬれば。千里
をもゆくがごとし。すべて是絶たるをつぐべきこそ孝ぞ。
我家の重宝。子孫につたふべし。一生涯の悦なり
是よりしてぞ。かの俊成。西行法師が歌をも時を
うつりまなび。末代までのぞんで。難事背暗をもしれざま
奇の道をつまへ。行ぬるへよもなきとしをもとこそ
これしも上定家ハ後成とまなんで。後成よ継ぐ。
為家ハ定家をまなんで。定家に継ぐとぞ。されど
諸為乃後者そのみちの心をうる人ハなかりけり

も洲流にかゝりしも。是ぞ水茎の跡なり。昔の風ちかく
わしさ世は行ふされども。時代くだるは獨歩の絶者
出来て流連の名をとりて。見る人あまねく。雅又まなぶ
人もいる時の風流をとまらぬことぞ人とぞ知

一 古今集の作法の事

はじめ古今。若殿原集合。御しへ上の時代の合
歌をとみよ。御法し給ふも。中にも一人申されけるは
むかしを尋るに。朱雀院の御宇。東国下総の国より
をいて。平将門むほんをおこし。逆威をふるふ。これ
を退治のため。俵藤太秀郷勅定を蒙り。天慶三年

二月討たるゝほどに冷泉院の御宇。奥州安倍の貞
任宗任を追討して。伊予守源義朝臣下
向。十二年合戦しけるは。康平五年九月なり
又同じく白河院の御宇。永保元年奥州の
将軍三郎武衡。四郎家衡を追放して陸奥守
源義家下向してこれを誅せし。頼朝卿藤原泰衡
を追討し。天下一統に治めしより武家の威光ます
盛りになりしも。後光厳院宣を下されしが
其後も又代々勅定なしといへども。近頃弓矢
の手柄をもつて天下の主となる人なかりし。三

好修理亮は将軍義輝を害したてまつり。兵威をふるふ
織田三郎信長公は尾州の住人。美濃伊勢近江国
をとりて。又京都へ上り。三好を追討し。右大将
に任ぜし。明智日向守光秀は主君信長公をうち
奉りし故。都にもしばしとゞまらず。羽柴筑前守秀
吉は明智を討て後。天下を治め給ひぬ。世の人は
皆秀吉の恩をうけざるはなし。弓矢の手柄をもつて
天下の主となりぬれば。秀吉公は数度の合
戦に切勝。西国をなびけ。関東小田原北条を
追討し。奥州黒川までも下向して。日本国を

太平に治めおさまりたまへる彝倫を責て二もし。世は
ゑらくの世のしかんに醍醐苔野
嶋小野の丈薬湯を具しんのまくの栄花栄
耀をなし給ひねさいはひ又一人のりとく秀吉公
若信長のあとを移しえくぢ弓矢の気振ぬたまし。
それ飛龍の雲とえくのかり。大河の水まして。
潮も瀬もなく筆当にして流せらざらしむ
うしまひ。国郡を持ちぎる大名つ武士の勇弱に
もよらず先例を上しく民系図をとうじ。その
子孫系図もまくして忝に信長秀吉の時代より。

先規の民法を用ひて。民百姓かなへ。武勇の者を称し
美くし。国郡を出し。微大名よなりて。職掌を
ぬくふかるかゆへに法術大功をとんげけ。弓矢も前
よりもかしかさ。絆の友ぬ前代未聞ゆこや弓矢
の中古開山権化の名大将末代とゝくも見えへる。
らまとひくに注ささせらる。成りは。むかへ
るしかれ。家をゆそて。信長と秀吉の弓矢の気
格別なりつそれをとつわいふに。信長は永禄
年中。京都へ責上りこも数ひふ。近江。山城。
摂津。和泉。河内。越前。若狭。丹後。但馬。播磨

なを其上に江濃尾張伊勢参河遠江にはわたれ
むね十五ケ国をなびかれそうろ。然れども大坂の一向宗の
坊主ひきつれ摂津下に付として敵となり地下の檀
那まで一味し。籠城をどぶか八ツをまもつて千に当
る血氣の者どもとなりされば小城なれども攻責
落すといふべきにあらず。味方をそんざする事。思慮有
るなれば又年ついへもせむと打過後和平の儀を
て城を開き退ぬ甲州武田信玄隣国にありて逆
威をふるふと云へども都にてなくとも和睦し。勝利
代るを出されかされば。又落すまでは知るべし。されば

ねばいかにひさしく関八州を支へしと云ふ不叶は氏
政大国を守護し。其上西国へもおさまりし事さ
若なりや甲州より攻落し給ひぬ家をもつて
宗もあり。信長は武勇なりしなどいへども短慮
未練のふるまひなどかくして智謀武
略の大将なり。桜又秀吉は力の武勇に秀て
運よく狂き弓矢をとり。勝に乗して剛毅と自
ら給ひねども子細は氏政旗下に属し。侯者を
のがせども上来る上洛の儀。これを支へ不
叶ぬの事を存りよせ。関東へ出る也

名大将といふなるをもつてしても勝事をかさね
されど秀吉は弓矢の手柄をもつて國を治む
とあるとし。然るに秀吉奥州下向のをり
ゆへぞ。伊達正宗をはじめ小田原へ馳参じ。
ませ治りの旗下となる。そも上小田原百余ケ日
の長陣に諸軍ながの在陣に氣もたゆみ果る。わけは
おもひのほか計策のかつてひろく落城をせば。軍
軍なきやく此國せんともたる事ゆゑ。流矢の労苦
ともかきまへども。着るよりまかせ。敵もなくさき奥州
下り。田畠の検地をさせ。黒川より海道へ

也。是偏に弓矢の威勢をもつて百姓までに志てせん為乎也。
孟子に君の政もえる民を害ふとかとも。是恒
の産となくん國を治る大形と云は非民をなくし斉
政とのそこ我力を省しめ力士を為とんども。然る
ここんは天眼くらからず神明の加護なり。上若
政をほどことを時は天下に仁君たりして。國ゆ
又もなく無人心けるなかならば上天下をわりて
ひろくひゆるも自とかるの為に軍を起こ
むとは一旦の利をといふもの。治世久しからず。果て
滅亡を中に。國の為万民のためなる弓矢

されば神明の冥助なく身のさいはひ出来もせ
ず上より下を撫育せざれバ下又父母のおもひ
をなさねバ天下を治めがたく後ハ干戈を箱に納弓
を袋に入へ。狼藉をするところなし。民をやすらふ
かるがゆゑに君子の治なり。然に秀吉高麗国へ出
陣ハ唐并に朝鮮へ来のよし。詞を立られし。弓矢とぞ
ぞむかう所逆人数五十万余騎とかや。其の兵粮米運
送ハ日本国の民百姓也。是をあげさ悪しきを見つゝ
ゑいりう計なりしかバ上敵味方乃死人餓死万
といふ数をしらざりし。秀吉斎りと名とし。一

其の恨まれを残すがゆへ也。是を科とせざらんや。
むかし秀頼公誕生より此上洛。諸侍も毎度なき利の
当年田畠さんじまたる。百姓此まゝなるべしと。是
年を極められ翌年上洛也。京都より天王寺へ。
此参詣の為よりかしこに待合く。其より路次中迄。
遠送を百姓おほふれ遣を沙汰わり。秀頼公寄
右仏神へハ指へ力のつゐえ百姓をほろぼさく
あし都て秀頼が科なるべし。陸地を通
らざれば淀より御座船なく。天王寺へ参詣し
給ふ。其又年家康追討として。関東より西国へ。

軍兵多勢をもて後大将軍参河守範頼へ遣ハ
さるゝ状にいはく。味方の諸軍勢へ相触敵国の
百姓たるは隣縁をとく帰しむ紀綱に政なさせ
らるべしと。諸ゝ下知せしむ国を治る大ねハうふ
そうろふべき事なれ。上悪政をなすときんバ下は
姧人おほくして。国わたりし。君一人の善悪によ
一天下の人みんな皆其によりをすべて天下の国土
ミてぞをそなづみ盗賊おひとしきと。其ん
輩も中されけり。私欲をとうまうる国主ハ滅亡そ
の中にあり。秀吉天下を治めて後百姓の年

貢とりさだむることを上日に国中田畠を検地し。百姓
の地にぞ置秀吉一己の欲をもるが為也。其に
付ておもひ出せり。北條氏康関八州を治む後。一
門家老の者たち合。評定ありて。田畠検
地の沙汰あり。民康やゝにても彼のべからずと。老子経
に国を治るハ小鮮をにるがごとしといふ。弓矢
をとるは力の為也。いへども軍ハ神明もいかで
守護あらん。天下の悪をしづめん為。持こども弓矢
を天の助あり。然るに氏康天下の望ミあり。其
まゝて私欲ありとも。国のため民百姓の為

なきにあたりて先祖早雲宗瑞。年貢収納の
儀を定めらるゝ処。北条家においてハ。これ
を四ツ一ツゆるし。四ツハ地頭へおさめ。此外役一切
かけず。日本国のおほくのかんにおいては。民もゆたかに
国わんじやうなるべし。此一事ハ仏神へ。朝暮祈念
もよろしき神明の御助なれん。件の説ひとつを
きゝうしなへるとりけるべし。これ永楽五千貫
百姓ども名付。田地の証ハ今五千石一万石ありけり
ところや。百姓ら是をとらけく度ごとに。当地頭を
さうし見たまいて秀吉金銀をつかひしとて

しかれども先ハかなはずといへども後代とや。
信長ハ兄を殺し。尾張の国をうばひとれり。これ
をはじめ主君を討し。美濃の国をとれ。天台山を焼たまひし
三千の衆徒の首を切。雅ひざるを殺す千人なり
ろとも主よりて。事ある雅山りなといて。信長を謀叛
も三七日まんぜる日にあたりて。日向守がために滅
ぼし。信ひね。秀吉ハ根来覚鑁上人の霊場を
灰燼となし。数千の僧徒の首を切。あまつさへ
信長公の逝去したまひしとて。主君三七
信孝を殺す事。皆悪わざをもつて。君恩を

執もくろみハ後さり下人より過分の國郡を
出し恩賞をほどこしたれども秘かにさめ子孫のためを
おもふなり。秀吉主君の恩を忘れたる是
大逆なりしぞや。然るところんバ[illegible]國大名
秀吉の大敵、いかでか是をまぬかれざるべけんや。日本國
の寺院社頭ハ秀吉公の時代よりおとしめ是を
なされたり。又選で君ならわらさこへんバまなり。
海外まで迄に渡り、鎌倉將軍の時代政道
ごしくおりしまでせハ末代までも是をとまなび
給へりまでこれ御成敗式目バ天下の亀鑑とせ

の時代公方家に是をまもり用ひ給ふ御條の式目又
十一ヶ條の冒頭に神社を修理し祭祀を専にさ
すべき事と云く。神社をとうとむべきとなり。
日本ハ神國なり。そも上天地開闢のはじめ陰陽
是を神といふ。神ハ靈なり。神ハ人のうやまふに
よりて威をまし。人ハ神の徳によりて運を
そふ。次に寺塔を修造し佛事をつとめんざやう
すべき事と云く。日域ハ佛法流布の國也。寺塔
ハ佛の廟也。但内典ハ佛をさきとし外典は
是神をさきとせとも是も又たがひてなり。天下

國家を守護もろ之人ハ佛神を崇敬なり政
道のかなめなり。されば君子ハかならずはげむ所
なり。さるに平将門が寺社のためには大天
魔國民の為には悪大将の出現とや言んか。異
國にも其例あり。悪王かく或代には佛経を
焼き或代には儒書を取りて焼きし事あり。
然どもやさんとせしかた後賢王出世し再
興なくして其の世もまた繁昌せり。是二文ハ天
地のあらそひ。國民の父母なる。徳川家康公の
此時代に至りて。日本國の寺院社頭を修造
へ給ひ。寺社を修造し勤行祭祀をおこなはしめ給ふ。世
こぞりて悦びあへり。其信長秀吉公の学び
なかりし仁義の道を知で。佛神をも敬せずして民
をもかへりみず。偏に私欲にふけり。一生涯弓矢を
好み給ひしゆへ。天道に背き給ふゆへにや。二代にて
て滅亡し給ひぬとや申されし

小除又代記巻二終

110X
231
10